

# 放送大学学園寄附金等受入規程

平成 17 年 5 月 13 日

放送大学学園規程第 4 号

改正 平成 20 年 6 月 24 日・11 月 20 日、

平成 26 年 7 月 1 日、平成 31 年 4

月 26 日、令和 3 年 5 月 18 日、令

和 5 年 5 月 12 日、令和 5 年 10 月

17 日

## (趣旨)

第 1 条 放送大学学園（以下「学園」という。）における寄附金及び助成金（以下「寄附金等」という。）の受入れに関する事務の取扱いについては、別に定めのあるものほか、この規程の定めるところによる。

## (定義)

第 2 条 この規程において、「寄附金」とは、学術研究に関する経費、教育研究その他の事業の奨励若しくは支援又は学生に給付・貸与する学資等に充てることを目的として寄附される現金及び有価証券をいう。

2 この規程において、「助成金」とは、教育・研究等に対し助成を行う団体の募集する教育研究その他の事業への応募申請に対し、当該事業の実施のために交付される現金（国又は独立行政法人等から配分される公募型の研究資金を除く。）をいう。

## (受入れの申請)

第 3 条 学長は、寄附金の申込み又は助成金の交付決定通知があったときは、学園の教育研究上有意義であり、かつ、教育研究に支障がないと認められるものについては、寄附金受入申請書（別紙様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、理事長に受入れの申請をするものとする。

一 寄附金の申込があったときにあっては、寄附金申込書（別紙様式第 2 号）

二 助成金の交付決定通知があったときにあっては、当該助成金の申請書及び交付決定通知書等

2 学長は、前項の受入申請を行うときは、受入れに関し評議会の審査を受けるものとする。

## (受入れの決定)

第 4 条 理事長は、前条の申請があった場合において、その内容が適当であるときは受入れの決定し、寄附金等受入承認書（別紙様式第 3 号）により学長に通知する。

2 理事長は、受入れを決定したときには、常勤理事会に報告するものとする。

## (受入れの制限)

第 5 条 次の各号の一に該当する条件が付されている寄附金は、これを受け入れることができない。

一 寄附金により取得した財産を無償で寄附金の申込者（以下「寄附者」という。）に譲与すること。

二 寄附金による学術研究の結果得られた特許権等（著作権、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらの権利を受ける権利をいう。）を寄附者又は助成金交付団体（以下「寄附者等」という。）に譲渡し、又は使用させること。

三 寄附金等の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。

四 寄附金の申込み後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができるこ

と。

2 前項に掲げるもののほか、次の各号の一に該当する場合については、受け入れることはできない。

一 寄附金等を受け入れることにより著しい経費の負担を伴うもの

二 学園の役職員（非常勤職員を含む。以下「役職員」という。）が寄附者となる寄附金のうち、寄附者本人にあてたもの又は当該寄附金を寄附者が自ら使用することとなるもの。ただし、第 12 条に規定する寄附金を除く。

三 放送法第 3 条に抵触するおそれがあるもの

#### 四 その他理事長が学園の業務運営上特に支障があると認めるもの

3 理事長は、前2項に規定する寄附金等が納付された場合は、直ちに寄附金等を寄附者等に返金しなければならない。

(受入れの通知及び納付の依頼)

第6条 理事長は、寄附金の受入れの決定をしたときは、寄附金受入書（別紙様式第4号）を学長を経由し、寄附者に送付するとともに、出納役に受入通知を行うものとする。

(寄附の受領方法)

第7条 有価証券による寄附にあっては、原則として受領後すみやかに換金し、受け入れるものとする。

(礼状の送付)

第8条 学長は、寄附金が収入に納付されたときは、礼状を寄附者に送付するものとする。

(寄附金の使途)

第9条 寄附金の使途は、寄附者が特定するものとし、寄附者が使途を特定しないときは、理事長が使途を特定するものとする。

2 寄附金は、特定された使途目的に沿って使用されなければならない。

(寄附金の使途の変更)

第10条 寄附の目的達成後、寄附金に残額が生じた場合、理事長は、残額について寄附金使途等を変更することができる。

2 理事長は、寄附金使途等を変更したときには、常勤理事会に報告するものとする。

(間接経費の取扱い)

第11条 寄附金には、謝金、旅費、研究支援者等の人物費、設備費等の当該寄附金の事業等の遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び当該事業等の遂行に関連し、直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）を含むものとし、間接経費は、寄附金の10%に相当する額とする。ただし、理事長が必要と認めるときは、間接経費を10%に相当する額と異なる額とし、又は直接経費のみを受け入れることができる。

(私的経理の禁止)

第12条 学園の役職員は、職務上の教育・研究等に対する寄附金を受領したときは、直ちに学園に寄附手続を行うものとし、私的に経理してはならない。

#### 附 則

1 この規程は、平成17年5月13日から施行し、平成17年4月1日以降に受け入れる寄附について適用する。

2 放送大学学園奨学寄附金受入規程（平成15年10月1日放送大学学園規程第37号）は、廃止する。

3 この規程の適用の前日において受け入れている奨学寄附金に係る残額については、この規程により寄附金として受け入れたものとみなす。

#### 附 則（平成20年11月20日）

この規程は、平成20年11月20日から施行する。

#### 附 則（平成26年7月1日）

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

#### 附 則（平成31年4月26日）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

#### 附 則（令和3年5月18日）

この規程は、令和3年6月1日から施行し、同日以降に受け入れる寄附金等について適用する。

#### 附 則（令和5年5月12日）

この規程は、令和5年5月12日から施行し、同日以降に受け入れる寄附について適用する。ただ

し、第3条、第4条及び第6条の規定は、放送大学創立40周年記念募金に係る寄附については適用しない。

附 則（令和5年10月17日）

この規定は、令和5年10月17日から施行する。

別紙様式第1号

第  
年  
月  
号

理 事 長 殿

学 長

寄附金等受入申請書

このことについて、別紙のとおり寄附の申込みがありましたので、下記により受け入れたく申請します。

記

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 1 金額              | 円                   |
| 2 寄附者の名称、所在及び代表者名 | (個人にあっては、氏名、住所及び職業) |
| 3 寄附金等の目的及び条件     |                     |
| 4 寄附金等の名称及び委任経理番号 |                     |
| 5 その他             |                     |

別紙様式第2号

年 月 日

放送大学長殿

寄附者 住所

氏名

印

(法人の場合は名称及び代表者)

下記のとおり寄附金として寄附します。

記

- |        |   |
|--------|---|
| 1 寄附金額 | 円 |
| 2 寄附目的 |   |
| 3 寄附条件 |   |
| 4 備考   |   |

別紙様式第3号

第  
年  
月  
号

学長殿

理事長

寄附金等受入承認書

年 月 日付け 第 号で申請のあった寄附金等の受入れについては、これを承認する。

年 月 日

寄附者 殿

放送大学学園理事長

寄附金受入について

年 月 日付けをもって、寄附のお申し出をいただきました下記寄附金につきましては、放送大学寄附金としてありがとうございます。

記

- |        |   |
|--------|---|
| 1 寄附金額 | 円 |
| 2 寄附目的 |   |
| 3 寄附条件 |   |
| 4 備考   |   |